

Jennifer Lind 著

Sorry States: Apologies in International Politics

(仮訳『国家と謝罪：国際政治における謝罪の合理性』)

Cornell University Press, 2008

本書は東アジアの安全保障を専門とする研究者、ジェニファー・リンドによる歴史問題を巡る国家間関係の変動を日韓と独仏の事例比較によって理論化することを試みたものである。日韓での植民地主義や戦争責任研究の主流が歴史学的アプローチであることを勘案すると、米国において主流である因果関係を重視する理論的アプローチによって歴史問題を扱っている本書は、国際政治としての歴史問題に歴史学的アプローチとは異なる知見をもたらしている。特に本書の独自性が表われているのは、過去の暴力に対する謝罪が国内社会にもたらす保守的バックラッシュと隣国外交の間で日本政府が合理的且つ政治的にいかなる選択をするべきかを論じている点にある。

冒頭において著者は、これまでの国際関係論は謝罪や悔恨の表明（acts of contrition）が国家間関係に与える影響を理論的に論じてこなかったと批判する。そこで著者は、軍事力を含んだ総合国力、統治形態、国際組織への関与、領土問題の有無という国際関係論において脅威認識を構築するとされている四つの変数に国家による過去の暴力に対する「歴史記憶」（remembrance）という変数を新たに導入することを試みている。筆者が提唱する「歴史記憶」という変数は、ウォルト（Stephen M. Walt）が脅威認識変動の変数として論じた総合国力、攻撃能力、地理的距離、好戦的意図という四つの変数の内、好戦的意図を変動させる変数として扱われている。

本書では、著者が仮説として設定した歴史記憶と脅威認識の相関関係を第二次世界大戦後の日韓及び独仏関係によって検証するという演繹的手法が取られている。著者は脅威認識の緩和が和解を

促進することを前提とし、謝罪に表出される歴史記憶が悔恨の念を含むレベルと脅威認識のレベルの相関を明らかにしようとする。つまり、加害国による歴史記憶が謝罪の意を含むレベルよって被害国の脅威認識が変動するという仮説を過程追跡によって検証することで、歴史記憶が脅威認識構築に対する独立変数なのか、それとも脅威認識に対して総合国力、統治形態、国際組織への関与、領土問題などの変数と共変関係にあるのかを明らかにしようとしているのである。

歴史記憶、脅威認識の相関関係を検証するため用いられているデータは、政府の公式声明、防衛白書、新聞メディア、学術論文、そしてインタビュー等を通して網羅的に蒐集されている。著者のデータコーディングの特色は、脅威認識、歴史記憶の両者を、政府レベルと市民社会レベルに分類してコーディングしている点である。特に、歴史記憶に関するデータは、外交としての謝罪がもたらす保守的バックラッシュを想定しているため、明確に公式的記憶と非公式的記憶という二つに分類されている。謝罪という政治的行為のもたらす帰結を論じる本書におけるデータコーディングのもう一つの特徴は、歴史的アプローチの研究において主に問われてきた謝罪の真正性よりも、謝罪の表明を重視している点である。

これらのデータに基づいて、著者はサンフランシスコ講和会議以後の日韓関係を日韓国交正常化、冷戦終結を大まかな節目として三つの時代区分に分けて分析している。日韓国交正常化以前における日本の歴史記憶には、久保田発言に対する抗議活動が日本国内において発生しなかったことから分かるように、植民地支配の暴力という認識は含

まれていなかった。そのため、韓国の対日不信は高いレベルにあった。また、韓国側はこの時期、総合国力について日本との大きな格差を認識すると共に、日米安保の継続性を疑っていた。すなわち、この時期において韓国は日本に対する不信感と脅威認識を強く抱いていたため、この時期のデータでは歴史記憶と総合国力のどちらが脅威認識の独立変数であるかは判断できない。だが、これらの変数と脅威認識の関係は第二と第三の時代区分において変化する。

日韓国交正常化から1990年にかけて日本では韓国に対する謝罪の意を含む記憶が公式的記憶にも非公式的記憶にも散見されるようになるが、植民地支配の暴力を否定する根強い認識が社会には存在し、保守政治家や右派運動団体による反発が頻発していた。その為、もし、歴史記憶が独立変数であるならば、韓国の脅威認識は変化しないはずである。しかし、日韓国交正常化及びベトナム特需がもたらした経済成長にともない日韓の総合国力の格差が縮小し始めたことや、日本の軍事力を抑止する「瓶のふた」としての米軍が東アジアへ駐留することが、韓国に対する脅威認識を低下させていた。

1990年以後に相当する第三の時代区分では、村山談話、不戦決議のような謝罪の意を含む歴史記憶の表出が増加する。しかし、このような歴史記憶によって、「新しい歴史教科書を作る会」のような過去の暴力を否定する保守的バックラッシュが象徴的な形で現れ、これらの反発は当然韓国側の激しい反発の連鎖をもたらした。しかしながら、韓国の脅威認識を形成していたのはこの時期においても日本の歴史記憶ではなく、第二の時代区分よりも縮んだ総合国力の格差及び日本の軍事力の抑止力としての米軍の存在であった。

この第二と第三の時代区分において韓国に対する不信は変化していないにも拘わらず、第一の区分では高まっていた脅威認識が低くなっていることを著者は指摘している。つまり、韓国の対日脅威認識において軍事力を含んだ総合国力や米軍の存在は、歴史記憶よりも遙かに強力な変数であり、日本における歴史記憶は韓国に対する脅威認識を変動させる独立変数とは言えないものである。

これらの日本の歴史記憶と韓国の脅威認識に関するデータ分析から二つのパターンが抽出される。一つ目は、韓国側には日本に対して強い不信感があるにも拘わらず、その不信感が日米安保の存在によって脅威認識に直結していない事である。二つ目は、韓国側の被害者の憤怒を呼び起こす日本側の過去の美化や否定が、実際は日本側の謝罪の念の公式的な表明によって引き起こされる「謝罪とバックラッシュのパターン」である。では、西ドイツにおける歴史記憶はフランスの脅威認識や西ドイツ国内の保守的バックラッシュといかなる関係にあったのであろうか。

西ドイツはアデナウアー政権の下、敗戦後ホロコーストに対して謝罪を表明し1952年にはイスラエルへの賠償も行う。しかし、これらの政策はドイツ市民から支持を得ることは無かった。さらに、1960年代前半までの公式的及び非公式的記憶はむしろ戦中におけるナチスの暴政に苦しんだドイツ国民や戦争末期におけるドイツ人戦争捕虜に対するソ連による強制労働等のドイツ人の苦しみに焦点が当てられていた。つまり、西ドイツは日本同様、フランスに対する謝罪はおろか、フランスに対する戦時暴力を記憶する動きすらなかつたのである。

このような西ドイツの歴史記憶はフランスの脅威認識を高めていた。そのような脅威認識の反応として、フランスは西ドイツの教育改革を通してドイツにおける民主主義の育成とナショナリズムの抑制を重視した。しかし、西ドイツに対するフランスの総合国力の優位や西ドイツの軍事力の抑止力としての北大西洋条約機構の存在などと東西分断の固定化が相まってフランスの対独脅威認識を低下させる要因として働いていた。その結果1950年代後半において西ドイツをヨーロッパにおける重要な戦略的パートナーとして認識するようになる。

エリゼ条約締結を前後して西ドイツの謝罪の意を含む歴史記憶が覚醒し始め、以後、西ドイツにおいてはブランドンブルク首相によるワルシャワ・ゲッターにおいて跪き許しを求めて祈りを捧げた行為に象徴されるような、謝罪の念が込められた歴史記憶が確立していく。そのような歴史記憶は、統

一ドイツにおいて、祝日、歴史教育、法制定、博物館展示、賠償を通して定着し、搖るぎないものとなる。一方で、謝罪の意が込められた歴史記憶が西ドイツにおいて定着した1980年代には、日本において発生したような保守的歴史家による第二次世界大戦の自衛戦争論が展開されるようなバックラッシュがいくつも発生する。しかし、特筆すべきことは、ドイツにおける保守的バックラッシュはドイツの市民社会の議論によって抑えられ、公式的、非公式的歴史記憶の両者が両輪となって謝罪の念が多分に込められた歴史記憶が構築されていったという点である。

このような西ドイツの歴史記憶にも拘わらず、軍事力を含む総合国力に基づいたフランスの対独脅威認識は、1990年の統一ドイツ成立直前に高まる。しかし、この脅威認識はドイツによる欧州連合への参与の意思によって相殺される。つまり、このフランスの脅威認識の変動から分かるることは、日韓関係と同様に歴史記憶が脅威認識を構築する独立変数ではないことを示している。

これらの日韓関係と独仏関係の比較によって三つの点が明らかにされている。第一点は、謝罪の意を含まない歴史記憶は、被害国において不信感を高めるという点、第二点は、歴史記憶という変数は脅威認識の変動をもたらす独立変数ではないが、好戦的意思と共変する可能性があるという点である。第三点は、バックラッシュは日本のみではなくドイツにおいても発生していたという点である。そして、第一点と第二点に関して、著者は日中、日豪、独英という異なる三つの国家間関係を事例として検証することで仮説の妥当性を高めている。

仮説検証によって得られた結論は、歴史記憶が脅威認識の独立変数であるという仮説の棄却と歴史記憶と好戦的意図の共変可能性であった。しかし筆者は、仮説検証とは別に日韓、独仏の事例比較を通して謝罪と和解の関係に関して二つの結論を導き出している。第一の結論は、加害国による謝罪の念を含む歴史記憶が戦後の国家間関係にとって必要不可欠であると言うことである。この結論自体はそれほど独創性に富むものではない。しかし、戦後初期においてドイツが主にドイツ国

民の被害を記憶していたにも拘わらず、独仏は和解に向けて大きく踏み出していたこと、並びに公式的謝罪に起因する保守によるバッ克拉ッシュの普遍性を理由に、第一の結論である旧敵国間における和解のための謝罪の絶対性に対して著者は論駁する。そして、第二の結論として謝罪そのものが和解への絶対条件とは言えず、バッ克拉ッシュをもたらす謝罪は二国間関係をむしろ悪化させると論じている。

以上が本書の論旨の概要である。著者は歴史の記憶と脅威認識の相関関係を検証しているが、本書の結論部では変数の検証よりも、バッ克拉ッシュの発生と沈静化という二つの社会現象を取り込んだ謝罪と和解の因果メカニズムを提示することに重きが置かれている。つまり、著者が強く主張するのは過去の戦争暴力に対する謝罪が加害国においてバッ克拉ッシュを引き起こすことが普遍的現象であるということなのである。ならば、加害国国内において謝罪という行為に対して保守的バッ克拉ッシュを沈静化できる程度の歴史に対する共通認識が存在しない場合、外交としては謝罪よりも沈黙が二国間関係において有益ではないだろうか。この様な謝罪という政治的選択の合理性への懷疑が本書に通底している。著者は自らの主張を社会科学として実証するために国家による謝罪という行為をデータ化する理論的方法論を駆使して、心からの謝罪が和解への絶対条件であるという一般的な理解に学術的反論を試みている。本書の醍醐味であり且つ論争を巻き起こすだろうと思われる点は、正にこの点にある。しかし、著者の議論にはいくつかの疑問点があることも事実である。

まず、理論的側面からすると、因果メカニズムとは本来マクロ構造によって単線的に理解されていた要因と結果を、行為や信条を制約する社会構造、行為を選択するプロセス、行為がある帰結をもたらすプロセスというミクロレベルにおける少なくとも三段階の変化を説明しなければならない。つまり、バッ克拉ッシュを含んだ謝罪と和解の因果メカニズムを提示するためには、バッ克拉ッシュという行為を選択した行為者を取り巻く社会構造、行為者の意図が行為へと転換されるプロセ

スが解明されていなければならぬのである。その面で、著者の議論は社会構造と行為者の意図に対する分析や解釈が抜け落ちたまま、バックラッシュの発生を定数としてしまっていると言えよう。

因果メカニズムへ社会構造や行為者の意図を取り込めていない要因に、著者が謝罪という行為に過度に焦点を当てていることがあるだろう。既に述べたように、歴史記憶形成の構造的要因は、日本における行為者の信念や行為選択に影響を与えるため、著者が注目するバックラッシュの因果メカニズムには欠かすことのできない要素になる。既存の研究が明らかにしてきたように、過去の戦争を自衛戦争として美化する思想を生成させた要因は、ニュルンベルク裁判、極東国際軍事裁判、戦後の占領政策、そして東アジアにおいては朝鮮戦争の勃発による米国の占領政策の「逆コース」などの社会構造であろう。これらの社会構造が、ゲーリングの遺骨がミュンヘンのコンヴェンツ川に流された一方で、東条英機らの遺骨が紆余曲折を経ながらも三ヶ根山の「殉国七士之墓」へと祀られる事を可能とし、さらには、国外向けと国内向けの戦争解釈、いわゆる「ダブルスタンダード」の政策を日本政府に選択させたのである。これらの構造と行為の連結の解明が因果メカニズムにおいて重要なのが、本書においては歴史記憶を生み出した構造へのアプローチの欠如が、著者の重視するバックラッシュの因果メカニズムを不完全なものにしてしまっている。

また、本書は日韓と独仏の事例を比較する上で、植民地帝国による構造的暴力の特殊性を看過している。日独を隔てる一つの厳然たる事実は、日本帝国が公式的には台湾、関東州、朝鮮、南洋諸島、非公式には満洲までをも含む植民地帝国であった一方で、第三帝国は植民地を持たない名ばかりの帝国であったことである。植民地帝国が総力戦という戦争を展開した事によって植民地が被った暴力は、物理的暴力であり且つ構造的暴力という複雑な形態を取る。日韓における「慰安婦」問題がまさに、この二つの暴力の結節点を示しているといえよう。また、敗戦による植民地帝国の急激な解体は、「引揚者」による被害の記憶が植民者としての記憶を圧倒するという状況を作り出した。

そのような状況を、サンフランシスコ講和会議に植民地帝国イギリスが深く関わることで作り出された植民地支配の無処罰という構造が後押ししたことでも日本におけるバックラッシュを考える上で忘れてはならない。つまり、本書はコーディングの過程に「植民地支配」という要素を取り込まなかつたために、植民地帝国と植民地を持たない国家の加害の歴史記憶、並びに旧植民地と独立国の脅威認識を比較してしまっているのである。比較する国家の選択に植民地支配という要素が受容されれば、本書の提示するモデルの妥当性は高まると思われる。

最後に本書では論じられていない論点として、日韓の歴史問題を巡る議論を政府間のみで行っていた構図が韓国民主化後の韓国市民社会の台頭により変貌したことを強調しておきたい。つまり、韓国市民社会が現代の韓国政治において強力な社会勢力化し政党の利益団体となることによって、日本政府が対処すべき重要なアクターとなっているのである。この変化は遺族会など的一部の利益団体や市民グループのみが歴史問題に関する主要アクターである一方で、その他の社会運動と政府が断絶している日本の政治構造と大きく異なるものである。その意味で、市民社会を包括したドイツの政治空間における保守的バックラッシュの抑制を指摘している本書は、日韓の歴史問題研究のアプローチとして社会運動論の視点から日本の政治空間と遺族会や平和遺族会などの相互作用を明らかにしていくことの重要性を暗示している。戦争責任問題の核心の一つが、日本政治と民主主義が軍国主義を抑制できなかった要因の解明にあることを鑑みると、この日本における市民社会を包摂した政治空間メカニズムの解明はこれからも解明していくべき研究課題であると言えよう。

本書の醍醐味は、日本政府に対して謝罪と沈黙の中間地点の外交を政策提言していることにある。その意味で、現在の日韓外交に関わる多くの人々に読まれるべき研究であることは間違いない。しかし、この提言は本書が仮説検証で明らかにしたように、謝罪の念を含む歴史記憶が前提とされるものである。この一点を取り違えると、本書はエッカート（Carter J. Eckert）による韓国資本主義

の研究が日本植民地主義を称揚するものであるかのように受け止められたような事態を招きかねない著作であることも指摘しておきたい。

(青木義幸 東京大学大学院)

〈参考文献〉

- 小菅信子 2005. 『戦後和解』 中央公論新社。
永原陽子編 2009. 『植民地責任論』 青木書店。
日暮吉延 2002. 『東京裁判の国際関係』 木鐸社。
- 細谷千博・入江昭・大芝亮編 2004. 『記憶としてのパーカーハーバー』 ミネルヴァ書房。
松浦正孝 2010. 『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか』 名古屋大学出版会。
丸山真男 1964. 『現代政治の思想と行動』 未来社。
吉田裕 2005. 『日本人の戦争観』 岩波書店。
Peter Hedström and Petri Ylikoski 2010. "Causal Mechanisms in the Social Sciences" *Annual Review of Sociology*, Vol. 36 (August), pp. 49-67.